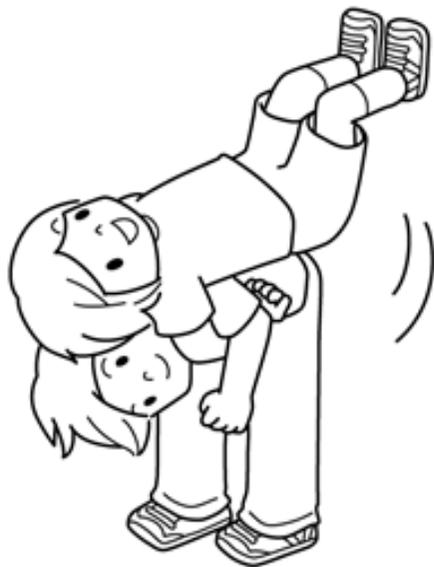


サポートルームの御案内



拠点校：あきる野市立秋多中学校

〒197-0814 東京都あきる野市二宮334

TEL 042-558-1124(職員室)

042-532-3263(サポートルーム直通)

FAX 042-550-3089

(巡回校)あきる野市立東中学校

〒197-0812

東京都あきる野市平沢200

TEL 042-558-1125

あきる野市立御堂中学校

〒197-0802

東京都あきる野市草花3322

TEL:042-559-6211

I 中学校での生活

1 学習量の増加

中学校での学習は、言葉による指示や学習量が、小学校よりも非常に多くなります。そこで、「読む」・「書く」・「話す」・「聞く」という能力が高く要求されるため、読んだり、書いたり、話したり、聞いたりすることが得意でない生徒にとっては、戸惑う場面や学習の進度に追いつかなくなることが予想されます。

2 思春期における心の問題

学年が進行するにつれて、学業不振だけでなく、不登校やいじめといった二次的な困難を生じる可能性もあります。

II サポートルームとは

1 利用の対象となる生徒

通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加ができ、一部、個別の支援を必要とする生徒が対象となります。

2 指導の形態

(1) 巡回指導教員

- ・指導対象の生徒は、週1～8時間程度、サポートルームで指導を受けます。
- ・在籍学級での行動観察を行い、必要に応じその場での指導や支援を行います。
- ・指導日や時間は、生徒の状況に応じ、学校・保護者・巡回指導教員で話し合い決めます。
- ・学校・保護者・巡回指導教員が連携・協力して指導に当たります。(三者面談等の実施)

(2) 特別支援教室専門員

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、生徒の行動観察や記録を行います。

(3) 臨床発達心理士等の巡回訪問

- ・生徒の行動観察を行い、生徒の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。
- ・臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」、「公認心理師」のいずれかの資格取得者であり、各学校を月に1回程度巡回します。



Ⅲ サポートルームの目標

- 1 自己理解を深め、個性を育む。
- 2 情緒の安定を図り、豊かな対人関係を育む。
- 3 学習方法を改善し、積極的に物事に取り組む力を育む。
- 4 考え方や社会性を伸ばし、自分の行動を自分で決定する力を育む。

Ⅳ サポートルームでの指導

- 1 生徒の良さを伸ばす環境
落ち着いた環境の中で、精神的安定を図り、自分のもっている力を引き出し、自信がもてるように指導していきます。
- 2 生徒一人ひとりへの対応
生徒一人ひとりの状態に応じて個別指導計画を作成し、課題に応じて個別指導及び小集団(グループ)での指導を行います。
- 3 人間関係を深める活動
サポートルームで学習している生徒同士が人間関係を深めることや社会性を育むためのコミュニケーション学習を行います。



(サポートルームで行う指導例)

学習場面で現れる課題	指導事例
◆コミュニケーションが上手く図れない。	○ロールプレイ等で、適切な会話ができるようになるための指導
◆相手の立場になって考えることが難しい。	○物語の登場人物の気持ちを考える等の指導
◆注意を集中し続けることが難しい。	○いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようにするための指導
◆授業中に離席してしまったり、質問の途中で答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔してしまったりする。	○順番に人の話を聞く等、ルールに従って行動できるようにするための指導
◆音読や書くこと、計算すること等の一部又は複数のことが特に苦手。	○自分にあった学習方法を習得し、その方法を取り入れて、学習ができるようになるための指導
◆見通しを立てることが苦手。	○計画を立てて実行し、継続して取り組むための指導
◆自分の気持ちをコントロールすることが難しい。	○自分の気持ちのコントロールの仕方やリラックス、気分転換の方法を考えるための指導

Ⅴ サポートルームを利用するまでの流れについて

サポートルーム担任・学級担任・本人で面談を行う



生徒本人・保護者にサポートルーム体験の意思を確認する



学級担任から保護者へ体験実施の連絡を行う



体験実施(行動観察) → 概ね3~4時間



本人に正式入室の意思を確認する



サポートルーム担任より、保護者に入室判定委員会についての説明を行う



入室判定委員会



入室適



入室不適



入室申込書・確認書の提出



校内支援

※保護者記入

※必要に応じて



入室許可書を受けて指導開始

サポートルームを利用したい又は見学したい等、御相談がありましたら、巡回指導教員や学級担任へ御相談ください。また、あきる野市教育相談所や外部の医療機関等とも連携しながら支援を行っております。

Ⅵ あきる野市教育相談所について

あきる野市教育相談所では、お子さんや保護者の方の家庭や学校での教育に関する悩みや心配事について、専任の相談員や心理相談員が相談に応じ、助言や必要な情報の提供を行っております。ご希望に応じて、学校でのお子さんの観察、担任の先生との情報交換、発達検査等も行っております。